



沖勞発基 0814 第2号
令和5年8月14日

別記の団体の長 殿

沖縄労働局長
(公印省略)

「定期健康診断等における血中脂質検査の取扱いについて」の
一部改正について

平素より労働行政の運営につきましては、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、別添のとおり改正することの通達を發出しております。

貴団体におかれましては、会員事業場等に対し、その周知を図っていただきますとともに、各事業場において周知されますよう特段のご配慮をお願いいたします。

○別添 令和5年7月31日付け基発 0731 第3号『「定期健康診断等における血中脂質検査の取扱いについて」の一部改正について』

(担当) 沖縄労働局 労働基準部 健康安全課
労働衛生専門官 大村
電話 098-868-4402

基発 0731 第 3 号
令和 5 年 7 月 31 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

「定期健康診断等における血中脂質検査の取扱いについて」の一部改正について

労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 43 条、第 44 条、第 45 条及び第 45 条の 2 の規定に基づく定期健康診断等の項目のうち、血中脂質検査の取扱いについて、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）に基づく特定健康診査との整合を図るため、「定期健康診断等における血中脂質検査の取扱いについて」（令和 5 年 3 月 31 日付け基発 0331 第 12 号）を別紙のとおり改正することとしたので、関係者への周知徹底を図るとともに、的確な実施に遺憾なきを期されたい。

○「定期健康診断等における血中脂質検査の取扱いについて」(令和5年3月31日付け基発0331第12号)新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="204 369 772 443">定期健康診断等における血中脂質検査の取扱いについて</p> <p data-bbox="193 495 783 909">今般、令和6年度から第4期特定健康診査等実施計画が開始されることを見据え、「第4期特定健診・特定保健指導の見直しに関する検討会」において、これまでの取組の実績やその評価等を踏まえた効率的・効果的な実施方法等や、科学的な知見を踏まえた特定健診・特定保健指導に関する技術的な事項についての検討が行われたところである。</p> <p data-bbox="193 920 783 1435">本検討会における検討を踏まえ、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第43条、第44条、第45条及び第45条の2の規定に基づく定期健康診断等の項目のうち、血中脂質検査の取扱いについて、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に基づく特定健康診査との整合を図り、下記のとおりとしたので、関係者への周知徹底を図るとともに、的確な実施に遺憾なきを期されたい。</p> <p data-bbox="204 1447 772 1529">なお、下記については、令和6年4月1日からの取扱いとすること。</p> <p data-bbox="193 1541 783 1765">また、本通達をもって、令和6年4月1日から「定期健康診断等における診断項目の取扱い等について」(平成29年8月4日付け基発0804第4号)の記の2の血中脂質検査の取扱いを廃止する。</p> <p data-bbox="475 1821 507 1854">記</p> <p data-bbox="193 1910 783 2031">血中脂質検査は、引き続きLDLコレステロール、HDLコレステロール、トリグリセライドを項目とする。LDLコレステ</p>	<p data-bbox="823 369 1375 443">定期健康診断等における血中脂質検査の取扱いについて</p> <p data-bbox="812 495 1402 909">今般、令和6年度から第4期特定健康診査等実施計画が開始されることを見据え、「第4期特定健診・特定保健指導の見直しに関する検討会」において、これまでの取組の実績やその評価等を踏まえた効率的・効果的な実施方法等や、科学的な知見を踏まえた特定健診・特定保健指導に関する技術的な事項についての検討が行われたところである。</p> <p data-bbox="812 920 1402 1435">本検討会における検討を踏まえ、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第43条、第44条、第45条及び第45条の2の規定に基づく定期健康診断等の項目のうち、血中脂質検査の取扱いについて、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に基づく特定健康診査との整合を図り、下記のとおりとしたので、関係者への周知徹底を図るとともに、的確な実施に遺憾なきを期されたい。</p> <p data-bbox="823 1447 1391 1529">なお、下記については、令和6年4月1日からの取扱いとすること。</p> <p data-bbox="812 1541 1402 1765">また、本通達をもって、「定期健康診断等における診断項目の取扱い等について」(平成29年8月4日付け基発0804第4号)の記の2の血中脂質検査の取扱いを廃止する。</p> <p data-bbox="1082 1821 1114 1854">記</p> <p data-bbox="812 1910 1402 2031">血中脂質検査は、引き続きLDLコレステロール、HDLコレステロール、トリグリセライドを項目とする。LDLコレステ</p>

ロールの評価に当たっては、フリードワルド式によって総コレステロールから求める方法（ただし、トリグリセライド400mg/dl 以上や食後採血の場合にはNon-HDL コレステロールにて評価する。）、又は、本検査の円滑な実施等のため、LDL コレステロール直接測定法によることも引き続き可能とする。

LDL コレステロールを、フリードワルド式によって総コレステロールから求める場合には、健康診断個人票の備考欄に総コレステロール値を分かるように記載するとともに、トリグリセライド400mg/dl 以上や食後採血の場合にNon-HDL コレステロールにて評価する場合には、備考欄にNon-HDL コレステロール値を分かるように記載すること。

よって、血中脂質検査においては、HDL コレステロール及びトリグリセライドとともに、本人の状況等を産業医等の医師が判断して総コレステロール又はLDL コレステロール（直接測定法）を選択した3データを測定する。この際、備考欄に、食後からの採血時間を記載すること。

なお、トリグリセライド（中性脂肪）の量の検査については、やむを得ず空腹時以外に採血を行った場合は、随時中性脂肪により検査を行うことを可とする。

注) ・フリードワルド式による LDL コレステロール

=総コレステロール-HDL コレステロール-トリグリセライド/5

・Non-HDL コレステロール=総コレステロール-HDL コレステロール

ロールの評価に当たっては、フリードワルド式によって総コレステロールから求める方法（ただし、トリグリセライド400mg/dl 以上や食後採血の場合にはNon-HDL コレステロールにて評価する。）、又は、本検査の円滑な実施等のため、LDL コレステロール直接測定法によることも引き続き可能とする。

LDL コレステロールを、フリードワルド式によって総コレステロールから求める場合には、健康診断個人票の備考欄に総コレステロール値を分かるように記載するとともに、トリグリセライド400mg/dl 以上や食後採血の場合にNon-HDL コレステロールにて評価する場合には、備考欄にNon-HDL コレステロール値を分かるように記載すること。

よって、血中脂質検査においては、HDL コレステロール及びトリグリセライドとともに、本人の状況等を産業医等の医師が判断して総コレステロール又はLDL コレステロール（直接測定法）を選択した3データを測定する。この際、備考欄に、食後からの採血時間を記載すること。

なお、トリグリセライド（中性脂肪）の量の検査については、やむを得ず空腹時以外に採血を行った場合は、食直後（食事開始時から3.5時間未満）を除き随時中性脂肪により検査を行うことを可とする。

注) ・フリードワルド式による LDL コレステロール

=総コレステロール-HDL コレステロール-トリグリセライド/5

・Non-HDL コレステロール=総コレステロール-HDL コレステロール